

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十一号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第七号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(記録の整備)

第三条 養護老人ホームの設置者は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 処遇計画

二 行った具体的な処遇の内容等の記録

三 条例第十四条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 条例第二十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(食事)

第四条 養護老人ホームの設置者は、栄養並びに入所者の心身の状況及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第五条 養護老人ホームの設置者は、常に入所者の心身の状況及びその置かれている環境等の確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、要介護認定（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。）の申請等、入所者が日常生活を営むために

必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームの設置者は、常に入所者の家族との連携を図り、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームの設置者は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

7 養護老人ホームの設置者は、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

8 養護老人ホームの設置者は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(健康管理)

第六条 養護老人ホームの設置者は、入所者について、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

第七条 施設長は、職員に第三条から前条まで及び次条から第十二条までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第八条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の第二十八項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の第二十八項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

二 第三条第二項第四号の内容等の記録を行うこと。

三 第三条第二項第五号の事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあつては、主任支援員が前二項に掲げる業務を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第九条 養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し

なければならぬ。

(衛生管理等)

第十条 養護老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催し、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第十一条 養護老人ホームの設置者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ文書により、協力を得ることができるとする病院又は入院施設を有する診療所を定めておかなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力を得ることができる歯科医療機関を定めておかなければならない。

(地域との連携等)

第十二条 養護老人ホームの設置者は、地域住民との連携及び協力を行い、地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、措置に関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。